

滑川町教育委員会後援等名義の使用承認に関する事務取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、滑川町教育委員会(以下「教育委員会」という)の後援又は共催(以下「後援等」という)の名義の使用承認に関し必要な事項を定め、もって当該事務の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「共催」とは、団体が実施する事業について教育委員会がその事業に参画し、主催する団体と共同の責任をもって事業を行うことをいう。
- (2)「後援」とは、団体が実施する事業について教育委員会がその事業の趣旨に賛同する意思を表示することをいう。

(後援等の名義の使用)

第3条 後援等において教育委員会が使用を承認する名義は、滑川町教育委員会とする。

- 2 後援等の名義の使用承認を受けた団体は、当該後援等の承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に教育委員会が後援等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(対象となる団体)

第4条 教育委員会が後援等の名義の使用承認(以下「後援の承認等」という。)を行う団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体
- (3) 学校及び学校の連合体
- (4) 町内を活動拠点とし、芸術、文化、教育、スポーツ等の推進に寄与する事業、その他教育長が認める団体(所在は町外にあるが、町内に活動実績があり、芸術、文化、教育、スポーツ等の推進に寄与すると考えられる事業を実施するものを含む。)
- (5) その他教育委員会が適当と認める団体

(後援の承認等の基準)

第5条 教育委員会は、団体の行う事業が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときに、後援等を行うものとする。ただし、滑川町の後援申請をしている場合は、町と協議を行うものとする。

- (1) 芸術、文化、教育又はスポーツの推進など町民福祉の増進に寄与する事

業で、公共性があること。

- (2) 広く町民を対象とした事業であって、原則として町内が開催地であること。ただし、町民の幅広い参加が期待できる事業である場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事業については、後援の承認等を行わないものとする。

- (1) 政治的又は宗教的な内容を含む事業
- (2) 営利、商業宣伝又は売名を目的とする事業
- (3) 入場料、出品料、参加料等を徴収する場合において、参加者に高額な負担を求めることとなる事業
- (4) 会員等の勧誘を目的とする事業
- (5) 法令等に違反する、又は違反するおそれのある事業
- (6) 公序良俗に反する、又は反するおそれのある事業
- (7) 参加者の安全及び衛生が十分に確保できない事業
- (8) その他教育委員会の方針等にかんがみ、教育委員会が不適當であると判断した事業

(申請手続)

第6条 教育委員会の後援の承認等を受けようとする団体は、事前に事業共催・後援依頼申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款、寄付行為、規約、沿革その他団体の概要が分かる書類
- (2) 役員の名、役職名等が分かる書類
- (3) 事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 入場料、参加費その他の費用を徴収する場合にあつては、事業に係る収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(後援の承認等の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査し、事業共催・後援依頼回答書(様式第2号)を、当該申請者に交付するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による後援の承認等に際し、必要であると認めるときは、その決定に条件を付することができる。

(変更の届出)

第8条 後援の承認等の決定を受けた団体は、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに承認事項変更届出書(様式第3号)に当該変更事項を記載して、教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微

な変更として教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(後援の承認等の取消し)

第9条 教育委員会は、後援の承認等の決定を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援の承認等の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により後援の承認等の決定を受けたとき。
- (2) 法令に違反したとき。
- (3) 後援の承認等について付した条件に違反したとき。
- (4) 前条本文の規定による届出をしなかったとき。
- (5) 主催者から後援の承認等の取消しの申し出があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により後援の承認等の決定を取り消した場合は、事業共催・後援承認決定取消通知書(様式第4号)により、当該団体に通知するものとする。

3 第1項の規定により後援の承認等を取り消された団体は、直ちに、交付を受けた滑川町教育委員会事業共催・後援依頼回答書を教育委員会に返還しなければならない。

(経費の負担)

第10条 教育委員会は、後援の承認等を行う場合においては、原則として当該承認に係る事業に要する経費は負担しないものとする。

(事業終了後の報告等)

第11条 後援の承認等の決定を受けた団体は、事業終了後速やかに事業共催・後援実施報告書(様式第5号)を教育委員会に提出するものとする。

2 第6条第1項第4号に規定する収支予算書を提出した団体にあつては、前項に規定する実施報告書に、当該後援の承認等の決定を受けた事業に係る収支決算書を添付するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。